

越谷市妊婦健康診査費用助成制度

【助成の対象になる方】

妊婦健康診査当日に越谷市に住民票のある方で、妊婦健康診査対象者のうち、埼玉県契約医療機関外（国内）で妊婦健康診査を受け、自己負担があった方。

【助成金額】

妊婦健康診査費用の自己負担分（上限あり）

【申請期間・申請窓口】

出産後1年未満（お子さんの1歳の誕生日の前日まで）・市民健康課（保健センター）

【申請に必要なもの】

申請書（市民健康課の窓口でお渡ししています。また、越谷市ホームページからダウンロードできます）、印鑑、健診時に使用できなかった助成券、母子健康手帳、医療機関が発行する領収書・明細書等

【助成金交付までの流れ】

- (1)市民健康課（保健センター）の窓口で申請する。
- (2)申請内容の確認・審査後、①交付決定通知書と②交付請求書が届く。
- (3)②交付請求書に指定口座等を記入し、市民健康課に提出する。 →後日、指定口座へ助成金が振り込まれます。